明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○健康保険法施行令及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（三〇七）　二

〔最高裁規則〕

○司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則（最高裁六）　二

〔省　令〕

○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三〇）　二

〔告　示〕

○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（農林水産一三六六）　三

○令和六年産の春植えばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に適用する単位当たり共済金額の範囲を定める件（同一三六七）　三

○産業標準化法第七十一条の規定に基づき公示する件（経済産業一二五）　四

○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇四三）　四

○砂防法第二条の土地を指定する件（同一〇四四、一〇四五、一〇四七）　六

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一〇四六）　六

○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（防衛一〇六）　六

○都市計画に関する件（北陸地方整備局六七、六八）　七

○都市計画に関する件（近畿地方整備局一四三、一四四）　七

○道路に関する件（北海道開発局一〇三～一〇五）　七

〔国会事項〕

〔叙位・叙勲〕　七

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

労働　労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁
公示送達関係　九

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一六

会社その他　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇健康保険法施行令及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三〇七号）（厚生労働省）

一　健康保険法施行令の一部改正関係

健康保険法第一五〇条の一〇第一項の規定により、匿名診療等関連情報利用者が納付すべき手数料の額を改定することとした。（第四四条の二第一項関係）

二　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正関係

高齢者の医療の確保に関する法律第一七条の二第一項の規定により、匿名医療保険等関連情報利用者が納付すべき手数料の額を改定することとした。（第一条第一項関係）

三　施行期日等

1　経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

2　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。